

4-7. 派遣先から契約以外の仕事を指示された

Q：どうなる？こんなトラブル！

派遣社員ですが、派遣先から契約内容以外の仕事を指示されます。

派遣元に伝えても、『派遣先はお客さんだから…。』と言って取り合ってもらえません。

A：これがルール！

派遣社員は、就業条件明示書などで示された業務内容以外の仕事を命じられても、これに従う義務はありません。

また、派遣中の労働者からの苦情・相談は、派遣元の責任者、派遣先の責任者の両方が対応しなければならないことになっています。

■契約内容と実際の業務が違ったら？

派遣元は、派遣社員が派遣就業を開始する前に、次ページのモデル就業条件明示書を交付して、派遣先での就業条件を明示しなければなりません。

派遣先は、就業条件明示書に示された業務内容の範囲を超えて指示を出すことはできません。派遣社員は、就業条件明示書で示された業務内容以外の仕事を命じられても、これに従う義務はありません。

派遣社員は、契約内容と実際の労働条件が異なっていたときには、即時に派遣元との労働契約を解除することができますが、解約しないで働き続けたいという場合には、派遣先に就業条件明示書で示された契約内容を守ってもらえるように、派遣元責任者を通じて派遣先へ申し入れてもらうとよいでしょう。

■苦情は誰に聞いてもらえる？

派遣労働は、使用者と労務の提供先が異なるため、トラブルが生じることが少なくないことから、派遣元、派遣先双方に苦情処理担当者を置くことになっています。そして、派遣社員から苦情の申出を受けた場合、派遣元と派遣先は密接に連携をとり、誠意をもって速やかに対応しなければなりません。

苦情処理担当者が誰であるかは、就業条件明示書により確認できますので、トラブルや疑問点があればまず聞いてみてください。

それでも解決が難しければ、東京都労働相談情報センターや国の行政機関（東京労働局需給調整事業部第二課）、または労働組合などに相談してみましょう。

モデル就業条件明示書

		年 月 日	
宛		事業所 名 称	
		所在地	
		使用者 職氏名	印
次の条件で労働者派遣を行います。			
業務内容及び責任の程度			
事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所	事業所、部署名 所在地 (電話番号)		
組織単位			
指揮命令者	職名 氏名		
派遣期間	年 月 日から 年 月 日まで (派遣先の事業所における就労期間に抵触する日) 令和 年 月 日 (組織単位における就労期間に抵触する日) 令和 年 月 日 なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の短縮について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限の抵触日を超えて労働者派遣の受給の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込み乃至制度の対象となる。		
就業日及び就業時間	就業日 就業時間 時 分から 時 分まで (うち休憩時間 時 分から 時 分まで)		
安全及び衛生			
時間外労働及び休日労働	時間外労働 (無/有) → (1日 時間/週 時間/月 時間) 休日労働 (無/有) → (1月 回)		
派遣元責任者	職名 氏名 (電話番号)		
派遣先責任者	職名 氏名 (電話番号)		
福利厚生施設の利用等			
苦情の処理・申出先	申出先 派遣元：職名 氏名 (電話番号) 派遣先：職名 氏名 (電話番号)		
派遣契約解除の場合の措置			
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置			
備 考			